

第26回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月26日(木) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(4人)

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員(4人)

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男

4 欠席委員

農業委員	4番	佐藤 一也
農地利用最適化推進委員		山田 裕

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 出雲崎町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	矢島 則幸
事務局主任	関本 浩揮

7 会議の概要

事務局 ただいまから第26回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は、佐藤農業委員及び山田推進委員が欠席されておりますが、農業委員5人中4人が出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、2番 諸橋委員、3番 森山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

- ・第82回常設審議委員会
期 日：1月16日(月)
会 場：JA新潟ビル
出席者：会長及び関本主任

議長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、2件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 なお、番号1については、中間管理事業により、別の耕作者に設定される予定となっております。番号2については、所有者の自作に戻すこととなります。
説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きますして、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてですが、議事の中に本日出席の委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、対象の番号の説明前に退席してもらうこととなりますが、過去の総会にて、委員に関する議事事項について退室をしないで審議をできないかという話があったことから、事務局と検討した内容について説明いたします。

それでは事務局説明願います。

事 務 局 これまで当農業委員会では委員に関連する案件があった際は、退室を求めてきましたが、議長が総会の対象となる議案説明前に関係委員が議事に参与できない旨を告げ、議事に参与していないことを明白とすることで可能であると考えます。

なお、新潟県常設審議委員会においては、このような手法で議事を進行しております。

議 長 ただ今事務局から説明のあったとおり、議事参与の制限については、退室をしないでもよいが、意見を述べる事は出来ないし、議決権も無いということで、今後運用したいと考えますのでよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の新規設定16件の申請がありました。

【議案書に基づいて番号1から番号10までの内容を説明】

事 務 局 以上、番号1から番号10までの説明を終わります。審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号の内、番号1から番号10について許可決定することにご異議ございませんか。

 (異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号の内、番号1から番号10は許可いたします。

議 長 続いて議案第1号の内、番号11について上程しますが、〇〇委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案番号について、関係委員は意見を述べる事は出来ないし、議決権も無いこととなります。

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号番号11について説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。

事 務 局 【議案書に基づいて番号11の内容を説明】

事 務 局 以上、番号11の説明を終わります。審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

 (意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号の内、番号11について許可決定することにご異議ございませんか。

 (異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号の内、番号11は許可いたします。

議 長 続いて議案第1号の内、番号12から番号18までを上程しますので、事務局は説明願います。

事 務 局 議案第1号番号12から18について説明いたします。議案書の23ページを

ご覧ください。

事務局 【議案書に基づいて番号 12 から 18 の内容を説明】

事務局 以上、番号 12 から 18 の説明を終わります。審議をお願いします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

3 番 新規設定となっている案件があるが耕作者が変わったのか。

事務局 J A 転貸の終了に伴い、今回の申請にて相対の契約に切り替えとなる案件があります。契約形態が変わるものについては再設定ではなく、新規となっております。

なお、耕作者は変更となっております。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 1 号の内、番号 12 から 18 について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第 1 号の内、番号 12 から 18 は許可いたします。

議長 続きまして、議案第 2 号 出雲崎町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局より説明願います。

事務局 議案書の最終ページをご覧ください。

令和元年に、元農業委員会会長並びに農業委員会職員が農地法違反により、また、元農業委員会会長が収賄容疑の疑いにより逮捕されたという報道があり、農林水産省はじめ、関係機関等より綱紀粛正についての通達が発出されました。

通達の内容としては、各農業委員会組織において不祥事が発生しないよう毎年度 1 回以上「法令遵守の申し合わせ」について決議し、綱紀粛正を徹底していただきたいというものであります。以上になります。

議 長 今ほど、事務局から説明がありましたが、各農業委員会に置いても綱紀粛正のため、法令遵守の申し合わせ決議が必要となります。

議 長 それでは、これより出雲崎町農業委員会の法令遵守申し合わせ決議を実施したいと思います。新型コロナウイルスの関係もありますので、この度は私が代表して読み上げます。

(会長（議長）が議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま私が読み上げました、この決議の内容にのっとり、今後とも法令を遵守し適正な業務の遂行をお願いしたいところでありますので、ご承認いただきたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり承認いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第26回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和5年1月26日

議 長 ⑩

議事録署名委員
2 番 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩